

## 第 4 埼玉県公営企業のあゆみ

年 月	事 項	年 月	事 項
昭和 22.	荒川電源開発委員会が組織され、荒川総合開発の調査を開始	<b>38. 2</b>	<b>埼玉県大洞第二発電所設置</b>
		〃	大洞第二発電所営業運転開始
26.	荒川総合開発調査報告発表(神岡発電所、強石発電所、上長瀬発電所、波久礼発電所の計画)	38. 7	工業用水の地下水汲み上げ規制地域の指定(川口市ほか4市1町)
27.	二瀬多目的ダムの建設が建設省の直轄施行で開始	<b>38. 11</b>	<b>埼玉県企業局設置</b> (工業用水道及び水道用水供給事業の建設が知事部局から移管)
<b>30. 9</b>	<b>土木部県営発電所事業室設置</b>		組織は、局長、次長、技監、総務課、工業用水道課、水道課、電気課、電気工事課
32. 4	電源開発事業費(昭和29年度から計上されていた)中に、二瀬発電所建設費及び大洞発電所建設費を継続費として予算計上	<b>39. 1</b>	<b>工業用水道事業に地方公営企業法適用</b>
<b>32. 8</b>	<b>土木部の出先機関として秩父市に県営発電所建設事務所設置</b>	39. 3	中央第一水道用水供給事業及び中央第一工業用水道事業の建設工事に着手
33. 3	大洞発電所の建設に着工	<b>39. 4</b>	<b>組織改正</b> (経理課、開発課を新設、電気工事課を工務課に課名変更)
34. 10	建設省において、二瀬ダムの建設に関する基本計画が作成され、特定多目的ダム法第4条第1項の規定によりダム使用権設定予定者になる。	〃	<b>宅地造成事業</b> (37.4商工部において着手した草加工業団地管理事務所)が知事部局から移管
35. 4	<b>電気事業に地方公営企業法を適用埼玉県電気局設置(局長、次長、業務課、電気課)</b>	<b>39. 6</b>	<b>埼玉県玉淀発電所設置</b>
<b>35. 5</b>	<b>埼玉県大洞発電所設置</b>	〃	玉淀発電所営業運転開始
〃	大洞発電所営業運転開始	<b>39. 9</b>	<b>水道用水供給事業に地方公営企業法を適用</b>
<b>36. 2</b>	<b>埼玉県二瀬発電所設置</b>	39. 11	東部第一工業用水道給水開始
〃	二瀬発電所営業運転開始	〃	<b>埼玉県東部第一工業用水道事務所、埼玉県上水道工業用水道建設事務所設置</b>
36. 4	大洞第二発電所建設に着手(本工事同年10月から)	<b>40. 4</b>	<b>宅地造成事業に地方公営企業法を適用</b>
〃	東部第一工業用水道建設工事に着手	〃	草加、八潮工業団地造成事業に着手
37. 10	玉淀発電所建設に着手(2か年継続事業)	〃	<b>観光施設事業に地方公営企業法を適用</b>

年 月	事 項	年 月	事 項
40. 4	三峯観光道路事業に着手(2 か年継続事業)	45. 6	電気事業経営改善対策として発電所及びえん堤の集中管理化工事に着手
41. 4	岩槻・春日部住宅団地造成事業に着手	45. 12	越谷流通業務団地造成事業に着手
〃	加須工業団地造成事業に着手	46. 3	鷲宮産業団地造成事業に着手
<b>41. 5</b>	<b>組織改正</b> (開発第一課、開発第二課を設置、工務課を廃止)	〃	電気事業経営改善対策として発電所及びえん堤の集中管理化工事完了
〃	埼玉県三峯観光道路建設事務所設置	46. 4	中央第一水道用水第一期拡張分給水開始
〃	<b>組織改正</b> (埼玉県工業団地管理事務所を埼玉県団地開発事務所に名称変更)	〃	狭山工業団地造成事業に着手
42. 1	埼玉県公営企業の設置等に関する条例を施行	<b>46. 5</b>	<b>組織改正</b> (管理部、水道部、建設部を設置、管理部に総務課、企画調整課、経理課を、水道部に業務課、工業用水道課、上水道課を、建設部に開発課、用地課、電気課を置く。大洞第一発電所、大洞第二発電所、二瀬発電所を統合し埼玉県大滝発電管理事務所を設置、玉淀発電所を埼玉県玉淀発電管理事務所に名称変更、上水道工業用水道建設事務所を埼玉県水道建設事務所に名称変更)
42. 3	武蔵工業団地造成事業に着手	46. 7	<b>公営企業管理者を置く</b>
42. 4	霞ヶ関住宅団地造成事業に着手	46. 11	二瀬発電所を遠隔監視遠方制御方式に改め無人化実施
42. 6	三峯観光道路事業営業開始	47. 4	中央第一工業用水道事業拡張工事に着手
42. 7	<b>組織改正</b> (埼玉県三峯観光道路建設事務所を廃止、埼玉県三峯観光道路管理事務所を設置)	〃	児玉工業団地造成事業に着手
<b>42. 10</b>		〃	水道料金改定 (1m <sup>3</sup> 11円を15円に)
43. 1	<b>埼玉県東部第一工業用水道事務所を埼玉県柿木浄水場に改め、埼玉県大久保浄水場を設置</b>	<b>47. 5</b>	<b>組織改正</b> (企画調整課を企画検査課に課名変更)
<b>43. 4</b>	中央第一工業用水及び中央第一水道用水給水開始	<b>48. 4</b>	<b>東部第一工業用水道事業と中央第一工業用水道事業を統合して南部工業用水道事業と改称</b>
〃	中央第一水道用水供給事業第一期拡張工事に着手		
〃	久喜・菖蒲工業団地造成事業に着手		
44. 4	東松山工業団地造成事業に着手		
44. 12	東部第一水道用水供給事業及び西部第一水道用水供給事業に着手		
45. 4			
<b>45. 5</b>	<b>組織改正</b> (開発第一課を開発課に、開発第二課を企画調整課に課名変更)		

年 月	事 項	年 月	事 項
48.4	工業用水道料金を改定 (基本料金 4 円を 6 円に) (特別料金 5 円を 8 円に) (超過料金 8 円を 12 円に)	52.4	<b>組織改正</b> (埼玉県第二水道建設事務所を設置、水道建設事務所を埼玉県第一水道建設事務所に名称変更)
〃	中央第一水道用水供給事業第二期拡張工事に着手	〃	電気料金の更改 52年度 } 53年度 } 5 円 87 銭 54年度 }
〃	川越工業団地造成事業に着手	53.4	<b>組織改正</b> (水道部においては、工業用水道課及び上水道課を廃止し、施設管理課及び建設課を設置する。又建設部においては開発課及び用地課を廃止し、宅地業務課及び宅地造成課を設置する。)
<b>49.4</b>	<b>埼玉県庄和浄水場設置</b>	〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 14 円 30 銭) (特別料金 18 円 60 銭) (超過料金 28 円 60 銭)
〃	東部第一水道用水給水開始 49 年度 20 円 50 年度 24 円 51 年度以降 25 円	53.4	<b>中央第一、東部第一、西部第一の 3 水道用水供給事業を統合して、広域第一水道用水供給事業と名称変更</b>
〃	川島工業団地造成事業に着手	〃	水道料金を改定 53 年度 30 円 54 年度 33 円 55 年度以降 33 円 50 銭 ただし、旧東部第一、旧西部第一水道用水供給事業については、55 年度まで、上記の料金に 3 円を加算する。
49.7	西部第一水道用水給水開始 49 年度 20 円 50 年度 24 円 51 年度以降 25 円	53.8	広域第二水道用水給水開始(暫定給水) 53 年度 40 円 60 銭 54 年度 44 円 50 銭 55 年度以降 51 円 30 銭
49.11	電気料金契約の一部改定 (49 年度分 1kWh 4 円 62 銭)	55.3	電気料金の更改 55 年度 } 56 年度 } 6 円 83 銭
50.4	工業用水道料金を改定 (基本料金 6 円を 10 円に) (特別料金 8 円を 13 円に) (超過料金 12 円を 20 円に)		
〃	電気料金の更改 50 年度 5 円 26 銭 51 年度 5 円 53 銭		
50.6	三峯観光道路料金改定		
50.10	中央第一水道料金を改定 50 年度 20 円 50 銭 51 年度 22 円		
51.4	三峯観光道路料金不徴収車両の指定		
52.2	広域第二水道用水供給事業の認可とともに事業に着手		

年 月	事 項	年 月	事 項
56.4	工業用水道料金を改定 (基本料金 16 円 70 銭) (特別料金 21 円 70 銭) (超過料金 33 円 40 銭)	〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 17 円 70 銭) (特別料金 23 円) (超過料金 35 円 40 銭)
〃	水道料金改定 広域第一水道 39 円 広域第二水道 59 円	59.4	水道料金を改定 広域第一水道 42 円 広域第二水道 77 円 (59 年 7 月か ら適用)
〃	幸手工業団地造成事業に着手	〃	川里工業団地造成事業に着手
〃	伊奈北部地区宅地造成事業に着手	〃	大利根工業団地造成事業に着手
56.12	県営水道事業懇談会発足	〃	行田浄水場給水開始
57.3	電気料金の更改(あわせて目標供給電 力量を変更) 57 年度 } 8 円 51 銭 58 年度 }	59.7	〃 広域第一水道による広域第二水道へ の暫定給水解消
57.4	<b>組織改正</b> (企業検査課を廃止)	61.3	電気料金の更改 61 年度 } 8 円 87 銭 62 年度 }
58.2	県営水道事業懇談会から「埼玉県水道 用水供給事業の料金のあり方」につい て答申	61.4	川本工業団地造成事業に着手
58.4	<b>組織改正</b> (管理部を廃止、業務課を水 道業務課に、施設管理課を水道施設課 に、建設課を水道建設課に課名変更)	〃	羽生工業団地造成事業に着手
〃	本庄住宅団地造成事業に着手	61.8	有間ダム完成
59.3	広域第二水道用水供給事業の給水区 域変更認可	61.10	新三郷浄水場の建設着手
〃	(北川辺町、茨城県五霞村を追加)	62.4	嵐山工業団地造成事業に着手
〃	電気料金の更改 59 年度 } 8 円 63 銭 60 年度 }	〃	<b>観光施設事業をレクリエーション施 設事業に(三峯観光道路を県道に移 管)宅地造成事業を土地開発整備事業 に改める</b>
59.4	<b>埼玉県行田浄水場を設置</b>	62.4	妻沼ゴルフ場事業着手
〃	<b>組織改正</b> (三峯観光道路管理事務所を 廃止し、大滝発電管理事務所に観光施 設課を設置)	63.3	県民活動総合センター用地 埼玉県 (60,000 m <sup>2</sup> )と譲渡契約
		〃	広域第二水道用水供給事業の給水区 域変更許可(日高町他 8 町を追加)
		63.4	水道料金を改定 広域第一水道 47 円 広域第二水道 79 円

年 月	事 項	年 月	事 項
63. 4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 63年度 } 9円21銭 元年度 }	2. 4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 2年度 } 9円53銭 3年度 }
63. 8	財団法人埼玉県企業公社設立	〃	県営妻沼ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 平日 5,250円 土、日、休日 7,720円
63. 9	吉川・松伏工業団地造成事業に着手		
〃	幸手第二工業団地造成事業に着手		
63.10	県営妻沼ゴルフ場オープン		
<b>元. 4</b>	<b>組織改正</b> (宅地業務課と宅地造成課を廃止し、土地開発第一課・土地開発第二課・レクリエーション施設事業推進室長(職制)を設置、また団地開発事務所を埼玉県南部土地開発事務所と埼玉県北部土地開発事務所に分割)	2. 4	本庄今井工業団地造成事業に着手
〃	消費税の導入に伴い工業用水道料金を改定 (基本料金 18円23銭) (特別料金 23円69銭) (超過料金 36円46銭)	〃	加須下高柳工業団地造成事業に着手
元. 4	消費税の導入に伴い水道料金の改定 広域第一水道 48円41銭 広域第二水道 81円37銭	2. 7	新三郷浄水場給水開始
〃	消費税の導入に伴い県営妻沼ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 平日 4,730円 土、日、休日 7,210円 18ホールを超え、9ホールまで1,030円	<b>2. 11</b>	<b>県営上里ゴルフ場オープン</b> 利用料金(グリーンフィ) 平日 6,280円 土、日、休日 8,750円
〃	上里ゴルフ場事業着手	<b>3. 4</b>	<b>組織改正</b> (経営政策室長(職制)を設置)
〃	秩父工業団地造成事業に着手	〃	<b>広域第一水道用水供給事業と広域第二水道用水供給事業を統合して埼玉県水道用水供給事業と改称</b> あわせて、毛呂山町、日高町及び江南町に給水を開始 108円60銭
2. 3	浦山発電所建設事業に着手	〃	騎西鴻荃工業団地造成事業に着手
<b>2. 4</b>	<b>埼玉県新三郷浄水場を設置</b>	3.12	水力発電施設近代化事業に着手
〃	<b>組織改正</b> (水道部に水源対策室長(職制)を設置)	4. 4	水道料金を改定 旧広域第一水道 59円13銭 旧広域第二水道 86円10銭
		〃	新たに越生町、川本町並びに寄居町に給水を開始
		〃	電気料金の更改(あわせて目標供給電力量を変更) 4年度 } 10円41銭 5年度 }

年 月	事 項	年 月	事 項
4. 4	浦山発電所本体工事着工	8. 3	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地 1 企画提案競技を開催 E&A 設計株式会社を優秀者と決定
〃	行田南部工業団地造成事業に着手	8. 4	<b>埼玉県水質管理センターを設置</b>
5. 4	<b>組織改正</b> (水源対策室長(職制)を廃止し、水道計画課を設置、また大滝発電管理事務所及び玉淀発電管理事務所を廃止し、埼玉県発電総合事務所を設置)	〃	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 8 年度 } 10 円 98 銭 9 年度 }
〃	新たに小川町、妻沼町並び花園町に給水開始	〃	工業用水道事業の給水能力を日量 335,000 m <sup>3</sup> に改正
〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 23 円 20 銭) (特別料金 30 円 16 銭) (超過料金 46 円 40 銭)	9. 4	工業用水道事業の給水区域の変更(大宮市の一部を追加)
5. 7	県営妻沼ゴルフ場及び県営上里ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 妻沼ゴルフ場 平日 5,930 円 土、日、休日 8,930 円 上里ゴルフ場 平日 7,250 円 土、日、休日 10,450 円	〃	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 基本料金 22 円 53 銭(税別) 特別料金 29 円 29 銭(税別) 超過料金 45 円 5 銭(税別)
6. 4	新たに嵐山町に給水を開始	〃	水道料金を改定 旧広域第一水道 9.10 年度 57.41 円(税別) 11 年度以降 61.78 円(税別) 旧広域第二水道 9.10 年度 65.35 円(税別) 11 年度以降 61.78 円(税別) 拡大区域 9 年度以降 86.13 円(税別)
〃	電気料金を更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 6 年度 } 10 円 87 銭 7 年度 }	〃	羽生下川崎工業団地造成事業に着手
〃	妻沼西部工業団地造成事業に着手	〃	神川野外スポーツ・レクリエーション施設(仮称)建設事業に着手
7. 4	<b>組織改正</b> (土地開発第一課・土地開発第二課・レクリエーション施設事業推進室長(職制)を廃止し、開発計画課・土地造成課を設置)	〃	消費税法の改正に伴い、県営ゴルフ場利用料金(グリーンフィ)を改定 妻沼ゴルフ場 平日 6,040 円 土、日、休日 9,100 円 上里ゴルフ場 平日 7,390 円 土、日、休日 10,600 円
〃	杉戸深輪工業団地造成事業に着手		

年 月	事 項	年 月	事 項
9. 10	児玉工業団地業務用地の一部(1.3ha)を児玉郡市広域市町村圏組合に対して、消防訓練施設用地として貸し付ける使用貸借契約を締結	11. 7	児玉工業団地の一部 0.8ha を、(社)本庄市児玉郡医師会に対して、看護婦養成所検診センターとして貸し付ける契約を締結
10. 2	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地 1 事業提案競技を開催 積水ハウス株式会社を優秀者に決定	11. 10	工業用水道事業の給水能力を日量 253,000 m <sup>3</sup> に改正
10. 4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 10 年度 } 11 円 11 銭 11 年度 }	11. 12	工業用水道水利権の一部を水道用水供給へ転用
〃	滝沢発電所建設事業に着手	12. 3	財団法人埼玉県企業公社解散
10. 5	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地 1 (3.5ha)について事業提案競技優秀者(積水ハウス株式会社)への譲渡契約締結	12. 4	<b>組織改正</b> (経営政策室長(職制)を廃止し、分譲推進室長(職制)を設置)
10. 6	新たに美里町、児玉町及び岡部町に給水を開始	〃	新たに飯能市、本庄市、上里町及び南河原村並びに都幾川、玉川水道企業団に給水を開始
10. 7	新たに深谷市に給水を開始	〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 10 円 85 銭(税別) 従量料金 1 円 21 銭(税別)
10. 9	台風 5 号の影響により妻沼ゴルフ場冠水被害。復旧費用 1 億 2 千万円	〃	県営妻沼ゴルフ場及び県営上里ゴルフ場の経営を第三セクターに移管
10. 11	浦山発電所営業運転開始 基本料金 9 円 81 銭 従量料金 2 円 45 銭	〃	<b>土地開発整備事業とレクリエーション施設事業を統合し、地域整備事業を創設</b>
〃	妻沼ゴルフ場が「社団法人日本パブリックゴルフ場協会(PGS)」に加盟	12. 10	新たに神川町に給水を開始
11. 1	妻沼ゴルフ場で PGS 公認ハンディキャップの認証業務開始	12. 12	<b>組織改正</b> (入札企画室長(職制)を設置)
11. 4	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の一部改正 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 11 円 11 銭(税別) 従量料金 1 円 23 銭(税別)	13. 3	県営神川温泉保養センター利用料金を設定 一般・平日 3 時間以内 700 円
		13. 4	<b>組織改正</b> (南部土地開発事務所、北部土地開発事務所を廃止し、埼玉県地域整備事務所・同事務所内に南部支所を設置)

年 月	事 項	年 月	事 項
13. 4	水質管理センター庁舎本格稼働	16. 12	大久保浄水場排水処理施設整備・運営にPFIを導入
13. 9	県営神川温泉保養センター開業	17. 3	柿木浄水場に公設民営方式を導入
13. 12	伊奈北部地区東側住宅用地(0.5ha)について、譲渡契約締結	〃	企業局経営改革5か年計画(平成14～18年度)修正
〃	県営神川温泉保養センター入館者10万人達成	17. 4	水道料金を改定 全ての給水区域 61円78銭(税別)
14. 3	埼玉県営水道長期ビジョン策定	17. 4	<b>埼玉県吉見浄水場を設置</b>
14. 4	<b>組織改正</b> (建設部を廃止し、総括技術監及び地域整備事業監を設置 分譲推進室長(職制)と開発計画課を統合し、分譲推進課を設置 地域整備事務所南部支所を廃止) 大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 10円32銭(税別) 従量料金 1円15銭(税別)	17. 4	<b>組織改正</b> (柿木浄水場を廃止)
14. 10	企業局経営改革5か年計画(平成14～18年度)策定	17. 7	吉見浄水場給水開始
14. 12	県営神川温泉保養センター入館者50万人達成	17. 9	県営神川温泉保養センター入館者150万人達成
16. 2	新三郷浄水場ISO14001取得	17. 10	朝霞連絡管完成 (非常時における東京都との水の相互融通〈最大10万m <sup>3</sup> /日〉運用開始)
16. 4	<b>組織改正</b> (管理部を設置、管理部に総務課、経理課、分譲推進課、電気課を置く。分譲推進課と土地造成課を、統合し、名称を分譲推進課とする。総括技術監及び地域整備事業監を廃止)	18. 1	水質管理センターISO9001取得
〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 8円54銭(税別) 従量料金 2円13銭(税別)	18. 3	埼玉県南部工業用水道事業長期事業運営方針策定
〃	県営神川温泉保養センター入館者100万人達成	〃	県営神川温泉保養センター廃止
		18. 4	<b>組織改正</b> (管理部、水道部を廃止し、管理担当部長及び水道担当部長を設置する。企業立地支援室長(職制)を設置する。経理課の名称を財務課とする。水道業務課と水道計画課を統合し、水道業務課とする。 大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 7円90銭(税別) 従量料金 1円98銭(税別)
		19. 3	企業局経営5か年計画(平成19～23年度)策定

年 月	事 項	年 月	事 項
19. 4	<b>組織改正</b> (分譲推進課と企業立地支援室長(職制)を再編し、地域整備課を設置する。)	26. 4	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 消費税等相当分 5%→8%
〃	菖蒲南部産業団地整備事業及び川越第二産業団地整備事業に着手	〃	消費税法等の改正に伴い水道料金を改定 消費税等相当分 5%→8%
19. 11	電気事業の譲渡契約を東京発電(株)と締結	〃	吉見ゴルフ場・大麻生ゴルフ場を知事部局から移管
20. 2	旧地域整備事務所(熊谷)(3階建、995.55㎡)を、埼玉県土地改良事業団体連合会に対して貸し付けるため県有財産賃貸借契約を締結	26. 12	吉見浄水場太陽光発電施設供用開始
20. 3	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀、浦山の5発電所と発電総合事務所を東京発電(株)へ引き渡し	<b>27. 4</b>	<b>組織改正</b> (企画参事を廃止する。)
20. 4	騎西国道122号沿道地区産業団地整備事業に着手	〃	加須IC東地区産業団地整備事業に着手
〃	大久保浄水場排水処理施設等運営をPFI事業で開始(~H40.3まで)	〃	大麻生ゴルフ場クラブハウス改築事業に着手
20. 9	滝沢発電所を東京発電(株)に引き渡し、電気事業を廃止	28. 2	児玉郡市広域市町村圏組合に対する貸付契約(児玉工業団地の業務用地1.3ha、消防訓練施設用地として利用)を解除
21. 4	上里ゴルフ場固定資産を上里町に譲与	28. 4	寄居スマートIC西地区産業団地整備事業に着手
<b>22. 4</b>	<b>組織改正</b> (水道建設課の名称を水道整備課とする。第一水道建設事務所及び第二水道建設事務所の名称を埼玉県第一水道整備事務所及び埼玉県第二水道整備事務所とする。)	29. 1	大麻生ゴルフ場クラブハウス完成
〃	白岡瀬地区産業団地整備事業に着手	埼玉県南部工業用水道長期ビジョン策定	29. 3
〃	新三郷浄水場高度浄水施設供用開始	〃	企業局経営5か年計画(平成29~33年度)策定
23. 3	東日本大震災(宮代町で震度6弱)	〃	草加柿木地区産業団地整備事業に着手
<b>23. 4</b>	<b>組織改正</b> (水道施設課と水道整備課を統合し、水道管理課とする。水道業務課の名称を水道企画課とする。)	29. 4	吉見ゴルフ場クラブハウス改修事業に着手
		30. 3	吉見ゴルフ場クラブハウス完成
		30. 4	松伏・田島地区産業団地整備事業に着手

年 月	事 項	年 月	事 項
30. 4	川越増形地区産業団地整備事業に着手	4. 9	埼玉県営水道長期ビジョン見直し
〃	行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業に着手	5. 3	埼玉県南部工業用水道長期ビジョン見直し
〃	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業に着手	5. 4	吉見大和田地区産業団地整備事業に着手
30. 11	富士見上南畑地区産業団地整備事業に着手	6. 4	美里甘粕地区産業団地整備事業に着手
31. 4	鴻巣箕田地区産業団地整備事業に着手	7. 4	工業用水道料金を改定 基本料金 30 円 48 銭(税別) 特別料金 39 円 62 銭(税別) 超過料金 60 円 96 銭(税別)
〃	寄居桜沢地区産業団地整備事業に着手	8. 4	水道料金を改定 74 円 74 銭(税別)
〃	羽生上岩瀬地区産業団地整備事業に着手	〃	幸手神扇地区産業団地整備事業に着手
〃	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 消費税相当分 8%→10%		
〃	消費税法等の改正に伴い水道料金を改定 消費税相当分 8%→10%		
2. 4	水道用水供給事業における水利権の全量が安定水利権化		
〃	工業用水道事業給水規程の一部改正 第 13 条第 1 項第 1 号に定める水質基準の「水温三十度以下」を削除		
2. 6	妻沼ゴルフ場閉場		
4. 3	企業局経営 5 か年計画（令和 4～8 年度）策定		
4. 4	久喜高柳地区産業団地整備事業に着手		